

かすみがうら市教育委員会 5月定例会 会議次第

日 時 令和元年5月29日(水)

午前9時00分～

場 所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

1 開 会

2 あ い さ つ

3 教 育 長 報 告

4 議 題

報告第 3号 かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

報告第 4号 かすみがうら市コミュニティ推進委員の解嘱及び委嘱について

報告第 5号 かすみがうら市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

報告第 6号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第 11号 かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

議案第 12号 かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について

議案第 13号 議案に係る意見聴取について

(令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)について)

議案第 14号 議案に係る意見聴取について

(消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について)

- ・かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

5 そ の 他

6 閉 会

かすみがうら市教育委員会 5月定例会会議録

1 招集期日

令和元年5月29日(水)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	宮 本 雪 代
委 員	坂 本 雅 子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	田 崎 守 一
学 校 教 育 課 長	岩 井 雄 一 郎
生 涯 学 習 課 長	仲 澤 勤
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	金 子 俊 文
教 育 指 導 室 長	岡 野 浩 則
歴 史 博 物 館 長	齋 藤 明
霞ヶ浦中地区公民館長	佐 藤 敦
千代田中地区公民館長	小 山 久 生
下稲吉中地区公民館長	”
図 書 館 長	雨 貝 美 智 子
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	永 田 昌 之
学 校 教 育 課 総 務 担 当 係 長	阿 部 佳 子

6 議 題

報告第 3号 かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
報告第 4号 かすみがうら市コミュニティ推進委員の解嘱及び委嘱について
報告第 5号 かすみがうら市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
報告第 6号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第 11号 かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
議案第 12号 かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について

議案第 13 号 議案に係る意見聴取について
(令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)について)

議案第 14 号 議案に係る意見聴取について
(消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について)

- ・かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

7 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局：起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長
よろしくをお願いします。

教育長：それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議
は成立いたします。
これより、5月の定例教育委員会を開催いたします。
次に「教育長報告について」私よりご報告させていただきます。

【資料教育長動静により報告する（5月の教育長事務報告、内容省略）】

教育長：以上でございます。
ただいまの報告について、何かご質問等ございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

教育長：特にございませんか。無いようでしたら、議事に入ります。
報告第3号「かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に
ついて」を議題といたします。
事務局生涯学習課の説明を求めます。

生涯学習課長：報告第3号「かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に
ついて」、令和元年5月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名
でございます。かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に
ついて、社会教育法第30条の規定及びかすみがうら市公民館設置及び
管理等に関する条例第18条の規定に基づき、下記のとおり解嘱及び委
嘱しました。このことを、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2
条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めるものであり
ます。内容につきましては、5ページに解嘱する方6名が記載されてお
り、6ページが委嘱解嘱を含めました全委員さんの名簿でございます。
任期につきましては、平成31年4月1日から令和3年3月31日の2
年間でございます。以上でございます。

教育長：ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長：質疑がないようですので、報告第3号については報告のとおり承認す
ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長：ご異議なしと認めます。よって報告第3号については、報告のとおり
承認いたします。
次に報告第4号「かすみがうら市コミュニティ推進委員の解嘱及び委
嘱について」を議題といたします。
事務局生涯学習課の説明を求めます。

生涯学習課長：報告第4号「かすみがうら市コミュニティ推進委員の解嘱及び委嘱に
ついて」、令和元年5月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名

でございます。かすみがうら市コミュニティ推進委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市地区公民館運営規則第6条第1項、第7条第2項及び第8条の規定に基づき、下記のとおり解嘱及び委嘱しました。このことを、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めるものであります。解嘱する者2名につきましては、任期途中ではございますが、都合により申出がございましたので解嘱を認め、新たに2名を委嘱するものでございます。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、報告第4号については報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって報告第4号については、報告のとおり承認いたします。

次に報告第5号「かすみがうら市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

事務局生涯学習課の説明を求めます。

生涯学習課長 : 報告第5号「かすみがうら市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」、令和元年5月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市立図書館条例第16条の規定により、下記のとおり解嘱及び委嘱しました。このことを、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めるものであります。解嘱する者が6名、新たに委嘱及び継続の方を含め10名となります。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 解嘱者の方に、個人の住所が記載されていますが、これは載せておいてよろしいのでしょうか。個人情報の部分になりますが、よろしいのでしょうか。これまでに記載されていたことが無いので。

生涯学習課長 : 申し訳ありません。よく確認しないでそのまま載せてしまいましたので、この部分について差し替えをさせていただきます。

委 員 : それから、6名の方が解嘱されておりますが、新任か解嘱か分かるように再・新を示していただいた方が親切かと思っておりますので、そういったことを心掛けていただきたいと思います。

生涯学習課長 : 分かりました。併せて作り替えさせていただきますと思います。

教 育 長 : その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、報告第5号については報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって報告第5号については、報告のとおり承認いたします。
次に報告第6号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局学校教育課の説明を求めます。

学校 教育 課 長 : 報告第6号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」、令和元年5月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市学区審議会条例第3条の規定に基づき、下記のとおり解嘱及び委嘱しました。このことを、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。次ページの上段の表が解嘱する方の9名、下段の表が委嘱する方の9名でございます。内容につきましては、各小中学校PTA役員の方が新年度になり役員改選がございましたので、それに基づくもの、及び学識経験者の中で、市学校長会の方が新年度になりまして、役員の変更がございましたので解嘱及び委嘱するものでございます。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 記載の仕方なのですが、ちょっと見づらいと委員さん方も思っているのですよ。上段と下段で名前と学校名が逆になっているので、どちらかに統一した方が、見る者にとっては見やすいし、学区審議会ということで、千代田中地区の小学校統合に向けて、全員の名前を記載していただいた方が良いかと思えます。こちらについても差し替えしていただいた方が良いと思えます。

教 育 長 : では、そのようなことで進めていただければと思います。
その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、報告第6号については報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって報告第6号については、報告のとおり承認いたします。
次に議案第11号「かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局学校教育課 教育指導室の説明を求めます。

教育指導室長： 議案第11号「かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」、令和元年5月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市教育支援委員会条例第3条および第4条の規定に基づき、下記のとおり解嘱及び委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。解嘱者及び委嘱者につきましては、次ページをご参照願います。任期につきましては、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間となります。6名の方が新任となります。以上でございます。

教育長： ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長： 質疑がないようですので、議案第11号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長： ご異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案のとおり決します。

次に議案第12号「かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

事務局学校教育課 教育指導室の説明を求めます。

教育指導室長： 議案第12号「かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について」、令和元年5月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市教科指導委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市教科指導委員設置要項第2条および第5条の規定により、下記のとおり解嘱及び委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。解嘱者及び委嘱者につきましては、次ページをご参照願います。任期につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間となります。8名の方が新任となります。以上でございます。

教育長： ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長： 質疑がないようですので、議案第12号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長： ご異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり決します。

次に議案第13号「議案に係る意見聴取について」ですが、補正予算の内容で、市議会提出前でございますので、その性質上、会議を非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第13号については非公開といたします。

【議案第13号】「議案に係る意見聴取について」(非公開)

教 育 長 : これより会議を公開といたします。
以上で本日の付議案件の審議はすべて終了いたしました。事務局から1件の議案を追加したいとの申し出がありますが、本日の日程に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしとのことですので、日程に追加することにいたします。
追加議案について配布願います。
また、議事に入る前に会議の非公開についてお諮りいたします。議案第14号につきましては、条例の制定についての内容で、市議会の提出前でありますので、その性質上、会議を非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については非公開といたします。

【議案第14号】「議案に係る意見聴取について」(非公開)

教 育 長 : これより会議を公開といたします。
以上で、本日の付議案件の審議はすべて終了いたしました。
次に事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より順次、説明をお願いいたします。

学校教育課の事業報告及び計画を説明
(5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

生涯学習課の事業報告及び計画を説明
(5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

スポーツ振興課の事業報告及び計画を説明
(5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明
(5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

歴史博物館の事業報告及び計画を説明
(5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

千代田中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

図書館の事業報告及び計画を説明
(5月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 以前に要望といたしまして、国際教室に在籍する日本語を話せない児童生徒に対し、指導体制の確立やカリキュラム・ボランティアの充実について意見させていただきましたが、今後どのように取り組まれるのかお伺いします。

教育指導室長 : 国際教室、公的には日本語指導教室と言いますが、今年度はかすみがうら市内において、下稲吉小学校1教室、下稲吉東小学校1教室、下稲吉中学校1教室を開設しております。県の方で加配教員として1人ずつ配属しても良いということになっておりますので、日本語指導教室の教員を配置しております。現状としましては、各学校の児童生徒の状況に合わせて、生徒の実態に応じて5時間、6時間の取り出しの授業で行っているのが実情です。委員から先日ご指摘いただきました、ボランティア関係に関しましては、まずは学校の現状を把握し、学校のニーズに応えるため、学校の状況について確認を行っている状況でございます。必要であれば、学校長を通して申請を行うのですが、今までの経過で言いますと、三校支援ボランティアへ学校長の方から直接打診をし、ご協力いただける方はいませんかと、学校からの要望に沿った形で行っておりますので、今後も学校の要望を大事にしたいと思っております。ただし、ボランティアの方が単独で授業を行うのは法令違反となりますので、日本語指導教室では、特別な教育課程という編成で県の方に申請し、取り出し指導という形で、教員が免許を持ってなくても指導できるという体制にしております。そのようなボランティアの方に行っていただける、あるいはプラスアルファの民間の方にご協力いただくのは大変ありがたいことですので、今後はその辺りを視野に入れながら、日本語指導教室にボランティアで支援いただければと思っております。学校の方では、保護者会の予算の中でポケットークを購入し、保護者の会合に活用するという報告を下稲吉小学校から受けており、ニーズは増えていくと思います。今後は、土浦市以上に国際化が進んでいる県西地区の常総市などと情報交換していければと思っております。以上でございます。

委 員 : 3校に1クラスずつ国際教室があり、担当の先生もいらっしゃるということですが、各学校とも試行錯誤で行っている様子を見ているので、学校に一任という形だけでなく、教育委員会のサポートを今後も続けてほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

教 育 長 : ただ今の委員からの要望を踏まえながら、特に下稲吉中学校地区には日本語に不自由されている子どもの数が結構おりますので、具体的な対応は先ほど教育指導室長から説明がありましたけれども、できることは取り入れながら行っていくことが求められていると思っておりますので、教育

委員会としても重く受け止め、進めていくことが肝要と考えておりますので、よろしく願いいたします。

その他ございますか。

委員： 2点お伺いいたします。1点目としまして、先ほど教育指導室の報告の中で、働き方改革に伴ってサイボウズを導入し、教職員の出退勤管理を行っていくとありましたが、働き方改革は学校教育だけではなく、官民間問わず、全ての仕事をする環境の中で必要なことになってくると思います。その中で働く時間の管理は大切なことであり、労働時間内で働いていくことと思います。ただ出退勤を管理するだけではなく、その中でどんな仕事をしていくのか。結局のところ学校の先生方が、子どもと向き合う時間が無くなってしまいうような出退勤管理はあり得ませんし、そのようなことは無いと思います。出退勤管理は働き方改革の全体像の中の一つになると思うので、全体像として、どのような働き方改革を行っていくのか。その中で、仕事をどのように仕事を分担したり、先ほどのボランティア導入の件も含め、本日の回答ということではなく、働き方改革の全体像について教えていただく機会があればと思いますので、お願いという形で伝えさせていただきます。

それから2点目としまして、図書館にお伺いしますが、先ほどの報告で、5月23日に高知県の市議会で、かすみがうら市の図書館へ視察に訪れたとありましたが、高知県の方が市議会の費用で視察に訪れたのは、何かここに目玉があるからお出でになったと思いますので、どのようなことを説明したのかお聞かせいただきたいと思います。

生涯学習課長： それでは高知県南国市における視察状況の内容についてご説明いたします。図書館には教育民生常任委員会の6名の方が来館いたしました。内容といたしましては、南国市が市政60周年記念で図書館の改築を現在進めているということで、「中心市街地活性化における図書館の役割」というテーマを持って訪問されました。私どもの市が適切だったのか、それは相手側の判断で訪問され、ありのままを見たいということでした。南国市は人口規模が約47,000人の市で、本市が約42,000人ということで、人口的にも近かったということもございます。調べていかれたのは、図書館を利用し、そこをコミュニティのスペースとして、飲食まで含めた気軽に皆が立ち寄れるという内容で、南国市は特に中心市街地に作り、そこに誰もが立ち寄って読書だけではなく、その他の拡がりといったことを含めて計算しているという内容でございました。本市のあじさい館は、コミュニティスペース兼用という形になっておりますので、その辺について福祉館、公民館、浴室等のゾーンも全館回ってご説明し、相手方は見ていかれたということでございます。

委員： 逆に私達も参考にしなければならないことがあるということですね。ありがとうございました。

教育長： 前に戻りますが、働き方改革における学校の先生方のガイドラインについて、策定までには至っておりませんが、ある程度の形になりつつありますので、その辺について教育指導室長から説明をお願いします。

教育指導室長： ご説明いたします。かすみがうら市の教職員における働き方改革の取り組み方針という素案を作成しておりまして、現在、校長会に原案を示し、市の方向性の考えについて意見を吸い下げている段階でございます。

本日の教育委員会に間に合えばと思ったのですが、校長会より少し時間をいただきたいという申し出がありましたので、来月の教育委員会に提出し審議いただければと思っております。併せて、留守番電話機器の設置につきましても同時に進んでおります。業務時間外に学校へ電話がかかってきた際、緊急性が無い場合は留守番電話に入れていただき、後日、学校の業務日に折り返し電話をかけて対応する、あるいは緊急の場合、市役所の電話番号を示してありますので、市役所を通して私の方から学校へ配信するという対応の方向で検討しております。以上でございます。

教 育 長 : 次回の委員会にはお示しできるよう進めているということでご理解いただきたいと思えます。
その他ございますか。

委 員 : 1点目は、前から何回もしつこく言っているプールの件ですが、ここ数日は冷たい水に入りたいくらいの陽気で特別必要がないと思われるかもしれませんが、梅雨の間に入ればかなり寒いということが現実的にあるので、水温を高める準備はできるように前の部長・課長の時にも話しましたので、本日、補正予算の議題にその予算が入っているのかと期待しておりました。その予算は入ってなかったのですが、引継ぎで課題となっているものを着実に実行していただきたいと前回の教育委員会の時に言っているのです、そのことをよろしくお願いします。

次に本日、教育長が最初に話した川崎市の件のことですが、あれだけ残酷な事件が起きたことについて、教育委員会で取り上げられ、点検のことについて話し合われるのは当然なことではないかと思えます。40cmもの刃物を持った人物に誰も立ち向かうことはできませんよね。でも、かつて色々な危険人物が侵入した時に、各学校へ刺又を配置することになりましたが、現在、各学校に刺又が設置されてない学校があるか確認していますか。このことについては、今調べるというよりも、是非このような事件を教訓にし、6月1日に運動会がありますので、世の中には模倣犯という者がいることから、運動会の時にもテントの脇に刺又を用意しておくという対応も必要だと思います。学校の中に不審者が侵入してきて、40cmもの刃物に立ち向かえる教員は誰もいませんよ。子供を逃がして自分も逃げるので精一杯だと思います。危険な物を持ってきた侵入者に対応するには、警察の指導で刺又が一番良いということで、何年も前に各学校に取り入れたと思います。その刺又が何処にあり、どういった時にどのように使用するのか、これを教育長から各学校へ点検しておいていただきたいと思えます。

それから、こここのところ大分暑かったので、今度の6月1日、子供たちが暑さに慣れない中で練習を行っており、熱中症で運ばれたという話は聞きませんが、運動会当日は曇りで湿度が高いということなので、子供の具合が悪くなった時の対応をしっかりと行い、運動会を実施していただきたいと思えます。以上です。

教 育 長 : ただ今、委員から出された3点ですが、プールの水温を上げるための手立てについて、刺又の設置の確認と活用について、熱中症対策について教育委員会全体として、各学校に漏れが無いように周知し、課題となっていることについては、良い方向に向かうよう努めて参りたいと考えております。

委 員 : もし、刺又が無かったら、教育委員会ですぐに購入し、必ず設置する

ようにお願いします。

教 育 長 : 教育指導室長、ありますよね。

教育指導室長 : 年度当初の危機管理マニュアル等確認の中で、刺又の確認をしており、あると報告を受けております。ただし、すぐ活用できるのか、すぐ取り出せるのかについては、再度確認していきたいと思います。昨日の事件を受けまして、昨日のうちに各学校へ危機管理マニュアルの見直しと登下校中の児童生徒の安全の更なる徹底確認ということで、いつにも増して、学校で対応していただいている状況です。気になる不審者では無いのですが、地元の方の恫喝とは違いますが、小さい子どもに対して大きな声で「声が小さい」と発声し、小さい子どもが泣いてしまったのですが、近くにいた教員がすぐにフォローに入って、保護者の方に連絡を行ったという事があり、他の事件の余波は、メディアを通して色々な人が見聞きし、どんな影響があるか予想不可能な部分もありますので、体制を取れることは考えられる限り対策を立てていきたいと思います。

教 育 長 : その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 特にないようなので、その他の事項に入ります。報告事項等がありましたら説明をお願いします。

(報告事項等なし)

教 育 長 : 特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。次回の定例教育委員会は6月28日(金)午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : それではそのようにいたします。
以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議誠にありがとうございました。

事 務 局 : 起立、礼。

閉会 午前10時17分